平成２４年（フ）第１３６号
奈良県香芝市穴虫3073番地の43
債務者　サークルＫ五位堂駅前店こと　下濱　明
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
奈良県橿原市五井町127番地、前住所奈良県高市郡高取町大字下子島340番地
債務者　ひつじや治療院こと　岸田　広美（旧姓アシュレイ）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
奈良県御所市大字櫛羅350番地の１
債務者　坂本左官こと　坂本　文男
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
奈良県大和高田市大字神楽110番地６　神楽コーポ201号室
債務者　市川　達也
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
奈良県橿原市中曽司町433番地の33、前住所奈良県橿原市小槻町586番地
債務者　山崎　正義
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
山形県酒田市若竹町１丁目５番25号
債務者　土門　秀幸
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１７３号
群馬県安中市磯部３丁目14番31号
債務者　泉崎　昭弘
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２７３号
埼玉県比企郡小川町大字小川74番地２　メゾンシルク102号
債務者　前原　康徳
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３５号
千葉市中央区旭町12番４号　メゾン21―302号
債務者　竹田　篤史
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４２号
千葉県八千代市大和田279番地コーポ城Ⅲ―202
債務者　高橋　　優
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６８号
千葉市中央区川戸町352番地26
債務者　小澤　真純
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６７４号
千葉市若葉区千城台西３丁目12番２棟301号
債務者　細川　千栄（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９７号
千葉市中央区村田町893番地937クレッシェレ浜野210号
債務者　馬場　寛人
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３８号
千葉県習志野市大久保４丁目12番28番　グリーンハイツ203号
債務者　飯塚　宏子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
岐阜県中津川市駒場402番地の２　シティーハイツ天王Ｃ201
債務者　三尾　義克
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８６号
岐阜県中津川市中津川1255番地の７
債務者　石井　健一
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８８号
岐阜県土岐市妻木町1001番地の４
債務者　實法院　優
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで　岐阜地方裁判所多治見支部